

評議員会運用規則

(根拠)

第1条 この規則は日本卓球バレー連盟規約(以下「規約」という)第36条に基づいて評議員会の運用の詳細を定める。

(議長の持ち回り)

第2条 規約32条の議長は開催される評議員会ごとに、地方組織(東・中・西ブロック)の持ち回りで就任する。

(定時評議員会での正会員からの提言)

第3条 定時評議員会で正会員からの提言の機会を設ける。

2 正会員からの提言を希望する評議員は当該評議員会の開催前10日までに、提言内容を記した書面を理事会に通告するものとする。

(議事録の作成)

第4条 評議員会の議事録は日本卓球バレー連盟の総務委員会が作成する。

(議事録署名人の指名)

第5条 議事録署名人は、前回評議員会の議長と当該評議員会の議長の2人とする。

2 前回議長が当該評議員会を欠席の場合は、前回議長が所属するブロックから指名する。

(規則の改廃)

第6条 この規則は、日本卓球バレー連盟評議員会において改廃する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年6月19日から施行する。